

経済的実質及び法的実質からのリース会計の検討

田川, 晋也

<https://doi.org/10.15017/3000395>

出版情報：経済論究. 124, pp.85-100, 2006-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



経済的実質及び法的実質からのリース会計の検討

田 川 晋 也

1 はじめに

現行のリース会計基準である財務会計基準報告書第13号「リースの会計」(Statement of Financial Accounting Standards No.13: Accounting for Lease, 以下SFAS13), 国際会計基準第17号「リース」(International Accounting Standards No.17. (Revised): Lease, 以下改訂IAS17), 企業会計審議会の「リース取引に係る会計基準」(以下, 「リース会計基準」)では, 法形式は賃貸借であるがその経済的実質が借手の資産購入とみなすことができるリース契約については売買処理することを原則としている。この会計処理は, リース契約のなかでその実質が割賦購入と同質または類似の取引とみなすことができる場合はリース資産を借手側の貸借対照表にオンバランスするという理論に基づく処理である。このような会計処理の根拠となる会計思考は, 法的形式より経済的実質を優先するという「実質優先思考 (substance over form)」と呼ばれるものである。これまでのリースのオンバランス化の議論では, 一般的に法的形式と経済的実質という2つの概念によって説明されている。

リース会計では, 近年の国際的動向として, 1996年7月に財務会計審議会 (Financial Accounting Standards Boards, 以下FASB) から特別報告書「リース会計: 新たなアプローチーリース契約のもとで生じる資産及び負債に関する賃借人の認識」(Special Report, Accounting for Leases: A New Approach-Recognition by lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts, 以下「特別報告書」)が公表され新たなオンバランス化の理論が提唱されている。さらに, 2000年にはこの「特別報告書」をより具体化した討議資料「リース: 新しいアプローチの実施」(G4+1Position Paper: Leases: Implementation of a New Approach, 以下「討議資料」)が国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下IASC) から公表されている。そこで提案されているオンバランスの理論は, リース契約から生じる権利・義務が「概念フレームワーク (conceptual framework)」の資産・負債概念に合致するからオンバランスするということを前提とした理論である。また「討議資料」では, また, リース契約で貸手から借手に移転されるものはリース物件そのものではなく使用権と捕らえ, それを会計上反映するための理論として, 「財務構成要素アプローチ」の適用を提唱している。従来から採用されてきた「リスク・経済価値アプローチ (risk and rewards approach)」によるオンバランス化の理論と一線を画するもので, 使用権に基づいてリースをオンバランス化しようという理論¹⁾である。

1) Myers [1962] でも同様な議論がなされている。

本稿では、現行基準が採用するオンバランスの理論と「特別報告書」、「討議資料」が提案するオンバランスの理論とを検討することにより、それぞれの理論の特徴を明らかにすることを目的とする。

まず、2でリース取引の実態について検討する。ここで、リース取引の経済的機能、法的性質について説明する。3では、今回リース取引を分析する際に用いるフレームワークである財産権(property rights)パースペクティブについて説明する。4では現行の会計基準がどのような規準に基づいてリース取引を分類しているかを説明し、その計算構造を明らかにする。またそこで一般的に問題点とされている点を指摘する。5では、前半で「特別報告書」、「討議資料」で提案されている内容を説明し、後半ではそこで提案されるオンバランス化の理論の内容を検討する。6では「討議資料」で提案されているアプローチに対するMonson[2001]の見解を紹介する。最後に、7でリース取引のオンバランスの論理について整理を行う。

2 リース取引の経済的機能と法的性格

リース取引とは、経営に必要な設備を購入したいが資金がない、もしくは経営ための設備は欲しいが所有はしたくないユーザーに代わって、リース会社がメーカーから設備を購入し当該ユーザーに賃貸するという設備の調達方法を指している。まず、当該企業が必要とする設備の購入条件をメーカーとを決定するのであるが、そこで決定された条件に基づいて、リース会社が当該設備を購入し、その後、リース会社がユーザーに当該設備を賃貸するという取引である。ここで、ユーザー企業は、設備を取得するために一度に購入資金を準備する必要はなく、設備の使用料はリース期間にわたり分割してリース会社に支払えばよい。このように、リース取引は金融的機能を有する取引である。

このような経済的機能を有するリース取引の法的特徴であるが、賃貸借契約（民法601条）がその基本にあると解されている。賃貸借契約は、貸手が借手に物件を使用収益させることを約束し、借手が使用収益の対価として「賃料を支払うこと」を約束する契約である（民法601条）。つまり、賃貸借契約は、売買契約（民法555条）のように物件の所有権全体を移転する方法ではなく、その物件の使用権だけを移転させる契約である。この場合、物件の法的所有権は貸手が保留したままである。

ここで、借手は所有権の構成要素の使用権のみを取得したと考えることができる。所有権とは、「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利」であり（民法206条）、所有権の構成要素である使用権、収益権、処分権は以下のように分類説明されている（我妻他[2005]）。

- (a) 「使用」とは、物の用法に従い、物を損傷し、または本質を変更しないで使うことである。
- (b) 「収益」とは、物の果実を習得することである。天然果実であるか法定果実であるかを問わない。
- (c) 「処分」とは、物の損傷をし、性質を変えるなどの物質的処分と他人に譲渡するなどの取引上の処分を含む。

リース契約により、借手はリース物件の所有権を構成する要素のうち、使用権だけを取得し、収益権と譲渡権は所得しないと考えることができ、この時は物件の所有権の構成要素である収益権と譲渡権は、貸手に帰属することになる。

また、リース契約は通常の賃貸借と異なり、次のような法的特徴があるとされている。

まず、借手がリース契約を解除することは禁止されている(中途解約禁止)。この中途解約禁止の条項は、貸手の投下資本回収の仕組みの基礎をなすものである。また、借手は物件が滅失しても損害賠償金を支払わなければならない(損害支払義務)。物件が滅失、盗難、または毀損、損傷して修理不能になったときは、その原因がなんであろうと直ちに損害賠償金をリース会社に支払うものと定められている。貸手はこの支払いをもって、投下資本の回収を図ることになる。さらに、借手はリース物件の保守・修繕義務と損傷の危険を負担する(保守・修繕義務)。借手は、物件に関して、通常の業務のため、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つよう保守、点検、整備を行うものとし、物件が損傷を受けたときは、その原因がなんであろうと修繕、修復を行い、その一切の費用を負担することになる。この場合、リース会社はなんらの責任も負わないのが通常である。

リース契約には、通常、これらの特別な条項が賃貸借契約と同時に締結される特徴がある。この特徴によって、リース契約での借手側は、その設備を所有した場合と同様なコストを負担することになる。

以上のことから、リース契約は、民法が規定している典型的な賃貸借契約ではなく、金融的な側面を持つ複合契約といわれる。リース取引に関する会計処理は、リース取引の金融的な側面と使用権の移転という側面を捉えた処理が行われなければならない。表1は通常の賃貸借とリース契約の特徴の相違を比較したものである。

表1：通常の賃貸借契約とリース契約の相違点

	通常の賃貸借契約	リース契約
所有権の帰属	貸手に帰属。	貸手に帰属。ただし、所有権移転条項があれば、最終的に借手に移転。
中途禁止特約の有無	通常ない。	通常ある。中途解約する場合、多額の違約金を支払う場合もある。
損害支払義務	貸手が負担。	借手が負担(17条)。
補修・修繕義務	貸手が負担。	借手が負担。
危険負担	貸手が負担。	借手が負担(15条1項)。
瑕疵担保責任	貸手が負担。	借手が負担(15条4項)。

【参照】リース事業協会[1998]をもとに作成。

3 リース資産・負債の認識・測定フレームワークとしての財産権(property rights) パースペクティブ

ここでは、未履行契約全般に関する権利・義務のオンバランス理論に重要な示唆を与えるRouse[1994]の財産権(property rights)パースペクティブを紹介する²⁾。財産権パースペクティブとは、

2) 財産権パースペクティブについて検討を行っている日本の文献は、古賀[1996]、茅野[1998]、角ヶ谷[2002]、紙[2003]がある。

Barzel [1997] が代表的な論者である新制度派経済学における財産権に視点をおいて経済を考察する経済分析の方法である³⁾。

Rouse [1994] は、「資産は権利の束として把握され、このような資産の財産権を構成するものとして次の3つがある。①財貨を費消または使用する権利 (right of use, 使用権)、②財貨を転換する権利 (right of conversion, 転換権)、③財貨を譲渡する権利 (right of alienation, 譲渡権) である。これらは、それぞれ将来の経済的便益の源泉をなす。」と主張される所有権 (rights of ownership) は、以上の3つの権利で構成されるが、契約の性質などによって、これらの3つの権利がすべて同時に取得されるわけではないと主張される。Rouse [1994] では、先物契約、購入コミットメント、リース契約の3つの例について検討している。

ここで「リース契約では、リース資産の借手はリース契約の使用権は取得するものの、通常、当該リース資産の譲渡権や転換権は保有しない。他方、貸手は当該リース資産の転換権、譲渡権またはモーゲージに供する権利、およびリース契約さえも売却する権利をもつ。」と指摘されている。Rouse [1994] の見解によって、リース契約を考察してみると、完全未履行契約の段階では、貸手に引渡義務、借手に引受権が発生するが、貸手が物件の引渡義務を履行した場合に借手は物件の使用権を取得することになる。この時、貸手は借手からリース料を回収することになるが、この回収の根拠は貸手に留保された転換権によるものと考えることができる。このようなリース契約に基づく権利・義務関係の状況を通常の購入、割賦購入と比較して一覧表にしたのが図表3である。

図表3：契約の経過に応じた権利・義務の移転・発生状況

会計上の分類	例示	引渡側	引受側
完全未履行契約	通常の販売の契約時	(引渡後に回収権)	財産引受権・所有権
	リース (物件引渡前)	所有権	賃借権
部分的履行契約	通常の掛購入	代金回収権	所有権
	割賦購入	所有権・代金回収権	使用権
	リース (物件引渡後)	所有権・代金回収権	使用権
完全履行契約	現金購入	現金	所有権

【参照】Rouse [1994], 角ヶ谷 [2002] を参照し加筆

4 現行リース会計基準上の特徴と会計処理

SFAS13では、リース取引をキャピタル・リース (Capital lease) 取引とオペレーティング・リース (Operating lease) 取引に分類し、各々の取引について異なる会計処理を規定している。また、改訂IAS17も同様にリース取引をファイナンス・リース (Finance lease) 取引とオペレーティング・リース取引に分類し、各々の取引について異なる会計処理を規定している。日本の「リース会計基準」も改訂IAS17とほぼ同様な規定になっているが、日本基準の場合はファイナンス・リース取引については

3) Barzel [1997] では、「経済的財産権は、期待された期間に財を直接消費する個人の能力、あるいは交換して間接的に消費する個人の能力」と定義している。

さらに法的な視点から分類を行っている。以下では、リース取引に関して法的要素も考慮して会計処理を規定している日本基準を題材に議論を進めていく。

(1) 現行のリース基準によるリース取引の分類

まず、「リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手(lessor, レッサー)が、当該物件の借手(lessee, レッシー)に対し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。」(「リース会計基準」一)

このリースの定義で重要な点は、リース取引において貸手から借手に移転するのは、所有権ではなくその構成要素である使用权であるということの指摘である。この使用权の移転を会計上どのように捉えるかが重要になる。

次に、「リース会計基準」は、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の2つに分類している。ファイナンス・リース取引とは、「ノンキャンセラブル」と「フルペイアウト」の2要件を満たすリース取引をいう。ここで、ノンキャンセラブルとは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することとができない又は契約上は解約不能であっても解約時に相当の違約金を支払わなければならないリース取引も含む。また、フルペイアウトとは、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することをいう(「リース会計基準」ニ・1)。

この2要件を満たすことで、借手はリース物件を自己で所有した時と同等の経済的利益を享受し、リスクを実質的に負担する状態にあると考えられている(リスク・経済価値アプローチ)。

一方、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう(「リース会計基準」ニ・2)。オペレーティング・リース取引では、借手がリース物件を自己で所有した時と同等の経済的利益を享受し、リスクを実質的に負担する状態にあるとは言えないケースの場合であり、リスクを実質的に負担するのはリース物件の貸手であると考えられる。

以上のように、現行基準ではまずリース取引はリスク・経済価値アプローチによって、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の2つに分類される。

さらに、ファイナンス・リース取引は、「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(以下、「リース実務指針」)によると、「所有権移転ファイナンス・リース取引」と「所有権移転外ファイナンス・リース取引」とに分類される(「リース実務指針」ニ・2)。その区別は、どのフルペイアウト要件を満たしているかで分類される。フルペイアウト要件は「リース実務指針上」5つに分類されているが、①所有権移転条項のあるリース取引、②割安購入選択権が付与されたリース取引、③特別仕様物件のリース取引が所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するとされる。一方、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」には、④解約不能期間中におけるリース料総額の現在価値が、借手の見積もり購入価額のおおむね90%以上のリース取引(現在価値基準)と⑤解約不能期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75%以上のリース取引(経済的耐用年数基準)が該当することに

図表 2：フルペイアウト要件の一覧表

フルペイアウト要件	オンバランスの論理	制度上の分類
①所有権移転条項規準	割賦購入との同質性（当り前の計上） リース期間終了後、物件の所有権が借手に移る。	所有権移転 ファイナンス・リース
②割安購入権規準		
③特別仕様規準		
④耐用年数規準	割賦購入との類似性（実質優先主義による計上） リース期間終了後、物件の所有権が借手に移らないが、借手が所有するのと同等の状態にある。	所有権移転外 ファイナンス・リース
⑤経済価値規準		

【参照】「リース実務指針」二・2より

なる。フルペイアウト一覧表に示したら、図表 2 のようになる。

(2) 現行リース基準の検討

第 2 章でも述べたように、リース契約は、借手側に所有した時と同様なコストを負担させるために、賃貸借契約に様々な特別の条項を付随させた契約であった。その条項の中で、所有権移転条項や割安購入権が付加する場合は、所有権移転ファイナンス・リースに分類される。この場合、①所有権移転条項付きリース取引と②割安購入権付きリース取引は、割賦購入との整合性に基づいてリース物件のオンバランス化が行われる。つまり、リース物件の所有権が最終的には貸手から借手に移転する取引なので、割賦購入とその法的実質が同質だからである。

ここで、割賦購入は、通常、所有権留保の形で行われるので、購入者が物件を受領した後もその所有権は売却側に留保されるが、購入者が割賦代金の支払いが完了したら留保されていた所有権が購入者に移転する。つまり、購入者は、割賦販売契約時に、その物件の所有権に基づいて物件を利用できる根拠を得たと考えることができる。

①所有権移転条項付きのリースと②割安購入権付きのリースは、リース料を支払いが終わると借手に物件の所有権が移るという契約なので、その実質は所有権留保と同質であり、割賦購入との同質性からそのオンバランスが認められる。ここでの実質は、最終的には、所有権という法形式が付随してくる実質になるので、法的実質であると考えることができる。

④現在価値規準によるリース取引と⑤耐用年数規準によるリース取引は、所有権が最終的に貸手から借手に移ることはない。よって、所有権の移転の視点から考えると、割賦購入と同質性で考えることはできない。ただし、第 2 章でも述べたようにリース取引は、借手に所有した場合と同様のコストを負担させるように様々な特約を付随した契約であるので、所有権全体は最初から最後まで借手に移転しないが所有した時と同じだけのコストを負担する取引である。よって、当該リース取引では、割賦購入と同質性があるとは考えられないが、その物件の保有状態は、割賦購入によってリース物件を取得した場合と類似性があると考えることができる。ここでの実質のことが、所有権という法的形式から分離した実質と言う意味で経済的実質と呼ばれものであると考えられる。現行基準では、このようなリース取引も使用権である無形固定資産が移転したと処理するのではなく、リース物件全体である有形固定資産が移転したと仮定して会計処理されることになる。ただ、ここでいう経済的実質も契

約により所有権の構成要素である使用権が移転されたものであるから、完全に法的要素が排除されたものではない。

では、どうしてこのように割賦購入との同質性もしくは類似性に基づいて会計処理が規定されているかと考えると、会計の機能と関係がありそうである。つまり、情報提供機能と利害調整機能との関係である。

(3) 現行リース基準の問題点

このような現行リース基準の問題点として、一般的に挙げられるのが、④現在価値基準と⑤耐用年数基準とがリースのオンバランス回避行動に利用されているという点である。アメリカの場合は、現在価値の90%を少しきるラインでリース料を設定し、経済耐用年数の75%より少し短い期間にリース期間を設定して、オンバランスを回避する実務が行われるという問題点があった。この実務について、「特別報告書」はファイナンス・リースのオペレーティング・リース化という批判を行っている。

わが国の場合、事情が異なり、所有権移転外ファイナンス・リース取引に例外的に賃貸借に準じる処理が認められているので、所有権移転外ファイナンス・リースとして判定し賃貸借処理するケースがほとんどである⁴⁾。ここでは、この点についての議論は行わない。

5 リース基準に関する国際的動向

(1) 「特別報告書」の概要

アメリカでは長年にわたるリースのオンバランス化論争に一応の決着をつける目的で、1976年にSFAS13が公表されたが、その後もリースのオンバランス化を回避する実務が行われ続けてきた。このような会計基準を形骸化する実務に対してその原因を究明し改善する試みとして、1996年7月にFASBから「特別報告書」が公表された。

「特別報告書」では、リースのオンバランス化の回避が行われるのは、リース取引が「リスク・経済価値アプローチ」に基づいて、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類されることにありと指摘している。特にフルペイアウト要件をはずす形でオンバランス化回避行動が行われてきたので、「特別報告書」ではフルペイアウト要件を撤廃し、ノン・キャンセラブル要件に識別基準を一本化することが提案された。従来「リスク・経済価値アプローチ」により割賦購入との同質性もしくは類似性に基づいてリース取引の識別を行い、ファイナンス・リース取引にあたるリース取引についてはオンバランス化するという会計処理を行ってきたものを、「特別報告書」では「概念フレームワーク」の資産・負債の定義との整合性に基づいてリース取引をオンバランス化するという新たな提案を行っている。「特別報告書」がオンバランス化すべきであると提案しているリース資産・リース負債は、すべてのファイナンス・リース取引と1年以上の解約不能なオペレーティング・リースである。

4) ただ、最近わが国でも減損会計が制度化され、そこでは所有権移転外ファイナンス・リースも減損の対象になると規定されたので、これからはアメリカと同様のオンバランス回避行動が行われる可能性がある。

(2) 「討議資料」の概要

2002年2月に、「特別報告書」を具体的に実施するために、全体のフレームワーク、基本的な方針とその論理、貸手と貸手の会計処理等について言及した「討議資料」が公表された。「討議資料」では様々な提案がなされているが、本稿では、以下の4点について言及する。

① リース資産・リース負債の範囲についての提案

「討議資料」では、「特別報告書」が借手側にオンバランスするリース資産・リース負債を「すべてのファイナンス・リース取引と1年以上の解約不能なオペレーティング・リース」と規定していたのをさらに拡大して、リース取引全般をオンバランスすることを提案している。つまり、「特別報告書」ではフルペイアウト要件を撤廃してオンバランスする範囲の拡大を行ったが、「討議資料」では、さらにノンキャンセラブル要件も緩和してオンバランスする範囲の拡大を行っている。「討議資料」では、短期のリース契約でも重要性の原則を適用してオンバランスされる可能性がある。

② リース資産・リース負債の認識についての提案

「討議資料」では、「特別報告書」と同様、リース資産・リース負債を認識する規準として「資産・負債アプローチ」に基づくことを明らかにしている。また、リース資産・リース負債を認識する時期は、貸手が借手にリース物件を引渡す時に行うことを提案している。リース資産・リース負債を「概念フレームワーク」の資産・負債の定義に基づいて認識することと借手側にリース資産・リース負債を計上する時期をリース物件の引渡しに求めることは、一見すると、矛盾するように思えるが、後で述べる「財務構成要素アプローチ」を適用することによりリース物件の移転を所有権の一部である使用権の移転であると捉えることにより理論的には可能であると考えられる。

③ リース資産・リース負債の測定についての提案

「討議資料」では、リース資産・リース負債の測定を公正価値で測定することを提案している。すなわち、リース契約の借手側では、リース資産についてはリース物件の使用権をリース開始時の公正価値で測定しその後その資産を費用化していく処理を提案し、リース負債については金融負債としてリース開始時の公正価値で測定することを提案している。また、貸手側では、借手側に対する債権を金融資産として、リース期間の経過によって生じる残価持分を区別して、それぞれに公正価値で測定することを提案している。

④ 財務構成要素アプローチの適用－リース契約の分割－

「討議資料」では、金融商品の移転の会計処理に関する「財務構成要素アプローチ」の適用することが提案されている。「財務構成要素アプローチ」とは、金融資産・金融負債を分割可能な構成要素として取扱い、各々の構成要素についての支配が他の経済主体に移転した場合に当該移転した財務構成要素の認識を中止し、留保される財務構成要素はその存続を認識する方法である。

更新選択権や購入選択権について、現行基準では、その権利行使が合理的に確実視できる場合に、借手は更新期間のリース料と購入選択権の行使価額をリース資産及びリース負債に含める処理を行う。それに対して、「討議資料」では、更新選択権もしくは購入選択権が重要な価値を有しており、かつ、信頼をもって測定可能な場合は、当該選択権をリース資産から分離し、独立した別の資産として認識することを提案している。

(3) 「特別報告書」と「討議資料」の理論的検討

ここでは、「特別報告書」と「討議資料」で提案された会計処理について、リース資産・負債の認識とリース資産・リース負債の測定という観点から理論的に検討する。

① リース資産・負債の認識の問題

まず、「特別報告書」の提案は、「概念フレームワーク」の資産・負債の定義に基づいてリース資産・リース負債を認識してオンバランスするというものである。「特別報告書」では、リース資産・負債の認識の時期について明確に言及していない。ただ、「概念フレームワーク」の資産・負債の定義との整合性から考えると、契約締結時に貸手と借手のそれぞれに権利と義務が発生すると考えることもできるから、契約締結時に借手側に資産・負債を認識し計上するという解釈も可能である。

ただ、このような解釈によれば、リース契約の実質を反映した会計処理とはいえなくなる。リース資産の借手が物件の使用権を獲得するのはあくまでも物件の引渡しを受けた時である。Rouse [1994] によれば、デリバティブの契約では、購入側に金融資産・金融負債を認識することになるが、それはそのような金融商品の契約は、所有権の構成要素の譲渡権が移転させるものと考えられるからである。実際この場合、デリバティブ契約を締結した段階で購入者はそのデリバティブを他に譲渡することが可能である。リース契約から発生する権利・義務をデリバティブ契約から発生する権利と全く同等と考えることができない。なぜなら、リース契約で移転される権利は、通常、使用権のみで譲渡権までは移転しないからである。それに加えて、借手がリース物件を使用できるのは物件の移転の後であるから、リース物件の引渡し時に使用権を借手にオンバランス化することが実態を忠実に反映した会計処理になる。

次に、「討議資料」の提案では、「概念フレームワーク」に基づいてリース資産・負債を定義しているが、「財務構成要素アプローチ」に基づいてリース契約から生じる権利・義務の移転の認識をリース物件の引渡に求めることを提案している。この点は、リース取引が借手にリース物件の使用権を移転するという取引の実態を表現するのには適した考え方である。

しかし、リース資産からその使用権を分離することは理論的には可能であるが、実務上は、リース資産を使用権として認識する際、その範囲に変動性がみられることになり、恣意性が介入するおそれがある。また、リースのオンバランスする範囲がファイナンス・リースだけでなく、オペレーティング・リースにまで拡大されることになるが、角ヶ谷 [2004], [2005] での指摘があるように、経済的実質要件だけでオンバランスを行うと、他の事業体に帰属すべきリース物件まで取り込む結果をもたらすことになる。この点は会計の「利害調整」機能の観点からは都合の悪いことである。

② リース資産・リース負債の測定の問題

借手側に計上するリース資産の測定であるが、客観性のある金額を測定することが困難ではないかということである。「概念フレームワーク」の資産・負債の定義に基づいてリース資産を計上すると考えた場合、リース資産の評価額は使用からもたらされる将来キャッシュ・インフローの割引現在価値で算定することに理論的整合性がある。しかし、リース資産の使用価値を算定する場合、将来キャッシュ・インフローを客観的に把握することは実務上困難であると考えられるし、その時の適用する割引率も恣意性が介入するおそれがあると考えられる。

次に、「財務構成要素アプローチ」で認識したリース資産・リース負債を移転することは、リースの引渡時に借手側にリース資産・リース負債を認識することを可能にする。また、リース資産・リース債務をリース契約から生じるキャッシュ・アウトフローに基づいて測定することを可能にする。そういう意味では現行実務と整合した会計処理が可能になり、リース契約の金額全体に客観性を担保するという意味でも評価できる考え方である。ただし、「財務構成要素アプローチ」を用いることにより、リース契約を構成要素に分割する際に、実務上の困難性からリース資産としてオンバランスされる使用权の測定額に不確実性を伴うおそれがある。それは、リース契約の構成要素が公正価値で評価することが要請される結果、その構成要素に時価が存在しない場合やその発生に不確実性が存在する場合でも公正価値を見積もらなければならないことが考えられるからである。また、リース契約全体からそれぞれの公正要素を分類するのが困難である場合に、それぞれに要素に割当てられる金額は公正価値によって按分されることになるので 使用权の金額は他の公正要素の影響を受けることになるからである。

5 ニュー・アプローチに対するMonsonの見解

ここでは、Monson [2001] に基づいて、「討議資料」が提案する財務構成要素アプローチの可否について検討する。

(1) Monson [2001] の検討の概要

Monson [2001] では、財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチの両方で認識され会計処理された資産と負債は、概念フレームワーク定義の要件を満たしていると指摘している。よって、リスク・経済価値アプローチに基づいて作成された財務情報と財務構成要素アプローチに基づいて作成された財務情報を比較するのに、FASBの財務会計概念に関するステートメント第2号「会計情報の質的特質」(Qualitative Characteristic of Accounting Information,以下SAFC2)で吟味されている会計情報の特質をそれぞれのアプローチに基づいて作成された財務情報が具備しているかどうかという視点から検討している。

まず、Monson[2001]では、次のような簡単な具体例を例示して、ある航空会社が航空機を3年リースで取得しているケースで、財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチを適用して作成された財務情報を比較検討している。

[具体例]

3年間で1億円の航空機をリースした場合のリース会社の財務諸表の比較である。リース料は年間1050万ドルで後払い、借入利率は年間9%である。財務構成要素アプローチに基づいて作成した財務諸表とリスク・経済価値アプローチに基づいて作成した財務諸表の比較である。

表1から分かることは、リスク経済価値アプローチで作成された貸借対照表で報告された資産や負

表1：財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチの比較

パネルA：借手の部分貸借対照表

	1 年目		3 年目	
	財務構成要素	リスク・経済価値	財務構成要素	リスク・経済価値
資産				
現金	(10,500)	(10,500)	(31,500)	(31,500)
有形固定資産	26,579	26,579	26,579	100,000
控除：減価償却費	(8,860)	(8,860)	(26,579)	(4,917)
純有形固定資産	17,719	17,719	0	95,083
総資産	7,219	87,861	(31,500)	65,583
負債・資本				
長期負債（流動）	9,633	1,635	0	95,083
長期負債	8,838	98,865	0	0
稼得利益	(11,252)	(10,639)	(31,500)	(31,500)
総負債資本	7,219	87,861	(31,500)	65,583

パネルB：借手の部分損益計算書

	1 年目		3 年目	
	財務構成要素	リスク・経済価値	財務構成要素	リスク・経済価値
経営費用				
減価償却費	(8,860)	(1,639)	(8,860)	(1,639)
経営利益	(8,860)	(1,639)	(8,860)	(1,639)
利子費用	(2,329)	(9,000)	(867)	(8,718)
純利益	(11,252)	(10,639)	(9,727)	(10,357)

債は、財務構成要素アプローチで作成された貸借対照表で報告されたアプローチより金額が大きいことである。リスク・経済価値アプローチによれば、航空会社の財務諸表の利用者に、市場利子率で年内に資産を再調達するか放棄するかという情報を提供することになるが、財務構成要素アプローチの貸借対照表はそのような情報を一切提供しない。

損益計算書に対する影響はもっと劇的である。報告されている費用は、3年間で累積されるものと等しく、プラス・マイナス6%の範囲で年度によって変わるが、報告された費用の金額の相違が重要である。財務構成要素アプローチでは、利子として15%と報告していると同時に固定資産の減価償却費は総支払額の85%と報告している。リスク経済価値アプローチでは、航空会社は、総支払額の16%の減価償却費を報告し、利息として84%を報告している。

次に、Monson [2001] では、設備を3年リースと18年の長期リースと割賦購入の3通りの調達方法で取得した場合に、資産・負債の認識規準として財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチをそれぞれを適用した場合の財務諸表への影響を検討している。

表2は、構成要素アプローチを用いた場合、3年リースと18年リースと割賦購入で取得した場合を

表2：財務構成要素アプローチ3年リース、18年リース、割賦購入の比較
パネルA：部分的なレシーのバランスシート

	3年リース	18年リース	割賦購入
資産			
現金	(10,500)	(9,330)	(23,006)
有形固定資産	26,579	88,977	100,000
控除：減価償却費	(8,860)	(4,943)	(2,429)
純有形固定資産	17,719	84,034	97,571
総資産	7,219	74,704	74,565
負債・資本			
長期負債（流動）	9,633	2,623	1,753
長期負債	8,838	83,920	81,616
稼得利益	(11,252)	(11,839)	(8,804)
総負債資本	7,219	74,704	74,565

パネルB：部分的なレシーの損益計算書

	3年リース	18年リース	割賦購入
経営費用			
減価償却費	(8,860)	(4,943)	(2,429)
経営利益	(8,860)	(4,943)	(2,429)
利子費用	(2,329)	(6,896)	(6,375)
純利益	(11,252)	(11,839)	(8,804)

比較したものである。

財務構成要素アプローチは、18年リースと購入との間に重要な相違を作り出すが、少なくとも報告された情報は取引の財務的本質とある関係を生み出している。しかし、これらの取引の一方と3年リースとの間の相違は、3年リースの借手の財務諸表にかなりの再構成を行うことなしには、財務情報の業績の比較を行うことを不可能なものにする。この簡単な例から、財務構成要素アプローチで作成された財務諸表は、解釈することが困難になることが明らかである。ユーザーは、会社間比較をするために事業体が支配する資源の実態を判読することが困難になる。また、アナリストは財務構成要素アプローチのもとで報告される貸借対照表や損益計算書を基に作成される財務指標が、比較目的に本質的に役に立たないことがわかるだろう。

リスク・経済価値アプローチで作成された情報の相違は3つのファイナンス戦略の基本的な相違に関する用語で説明される。例えば、3年リースと18年リースとの間の利子費用の相違は、長期と短期の利子率の相違として説明できる。18年リースと購入との間の減価償却費の相違は、リース期間の終了時の残価リスク仮定するために借手が貸手に支払うリスク・プレミアムとして説明できる。購入者によって報告されるより低い水準の利子と総費用は、購入価格の85%だけを資金調達した結果として説明される。インタレスト・カバレッジ・レシオとEBITDAのような業績数値の相違は、リースの総

表3：財務構成要素アプローチとリスク・経済価値アプローチの比較
 パネルA：部分的なレシーの増分バランスシート

	3年リース	18年リース	割賦購入
資産			
現金	(10,500)	(9,330)	(23,006)
有形固定資産	100,000	100,000	100,000
控除：減価償却費	(1,680)	(3,208)	(2,429)
純有形固定資産	87,861	84,462	97,571
総資産	7,219	74,704	74,565
負債・資本			
長期負債（流動）	1,635	1,702	1,753
長期負債	96,865	96,718	81,616
稼得利益	(10,639)	(10,958)	(8,804)
総負債資本	7,219	87,642	74,565

パネルB：部分的なレシーの増分損益計算書

	3年リース	18年リース	割賦購入
経営費用			
減価償却費	(1,639)	(3,208)	(2,429)
経営利益	(1,639)	(3,208)	(2,429)
利子費用	(9,000)	(7,750)	(6,375)
純利益	(10,639)	(10,958)	(8,804)

金融数値の相違を反映している。多くの企業がリースを採用しているとしても、その財務諸表は企業が支配している固定資産とこれらの資源を使用もしくはファイナンスした場合に関連する減価償却費と利子費用を信頼できるように表示している。同様に、各々の事業体の財務諸表から作成された財務指標は比較可能なものにするための再計算や修正なしで比較可能である。

(2) Monson [2001] の結論

以上の検討から、Monson [2001] では、次のことが結論付けられている。財務構成要素アプローチにしてもリスク・経済価値アプローチにしてもFASBの「概念フレームワーク」の資産・負債の定義を満たす会計情報を提供することになる。よって、会計情報の質的特質に照らし合わせてそれぞれのアプローチを適用して作成される会計情報が具備しているかを検討している。そこでの重要な特質は、目的適合性と信頼性である。「討議資料」に基づいて会計情報を作成すると目的適合性の下位概念である適時性にはあった情報を提供することが可能になる。しかし、信頼性の下位概念である表現の忠実性を満たさない情報を作成する可能性が生じる。また、財務構成要素アプローチで作成された財務諸表はその項目の変動が激しいものになり、追加的な資料がないと比較目的で利用が困難なものとなる。このことから、Monson [2001] では「討議資料」の提案に対して批判的な見解を述べている。

6 おわりに

「討議資料」で提案されているリース資産、リース負債をオンバランスするアプローチは、現行基準で採用されている「リスク・経済価値アプローチ」とは一線を画するものである。「特別報告書」、「討議資料」の理論的検討とMonson [2001] の検討から、「資産・負債アプローチ」を用いて、リース資産・リース負債をオンバランスするようになって、新たな解決が困難な問題が発生することが分かった。

リース資産・リース負債の認識の時期については、「特別報告書」では具体的示されてなかったが、「討議資料」ではリース物件の引渡時期と明記された。「特別報告書」も「討議資料」も「概念フレームワーク」の資産・負債の定義に基づいてリース資産・リース負債を認識することは共通するが、「討議資料」の場合は、「財務構成要素アプローチ」の考え方を借用して引渡時にリース資産・リース負債を認識してオンバランスするというものである。しかし、この移転されるリース使用権の測定については解決しなければならない問題が存在することを指摘した。また、リース資産・リース負債の認識の範囲は、「特別報告書」より「討議資料」では、一段と広がっている。財務諸表にリース資産・負債として計上される範囲が現行実務よりかなり広まる可能性がある。

特に 解決しがたい問題があるのはリース資産・リース負債の測定の問題である。リース資産・リース負債を概念フレームワークに基づいて計上するのであれば、本来、将来キャッシュ・インフローに基づいて測定するのが理論的であり、またリース資産の構成要素に分割し、それぞれの要素を公正価値で測定することは市場がない場合を考えてみると極めて困難である。

また、Monson [2001] の検討を通して、「討議資料」で提案されている「財務構成要素アプローチ」によりオンバランスするより、現行基準で採用されている「リスク・経済価値アプローチ」によりオンバランスする方が、投資家にとっては有用な情報が提供することになることが示された。それは、「財務構成要素アプローチ」で作成された財務数値や財務指標は、それを期間比較または企業間比較して用いる場合、追加的な資料がないとその相違の原因がわからないものになるからである。また、リース取引を「財務構成要素アプローチ」によると財務諸表の数値の変動性が大きくなることも指摘されている。

以上の検討結果からいえることは、現行会計基準が採用しているリスク・経済価値アプローチは、FASBやその他の基準設定者等が言うほど投資家にとっては欠陥を持った基準ではないのではないという結論である。リース資産・負債のオンバランスする規準として、リスク・経済価値アプローチを採用することで、安定した財務数値を利害関係者に提供することが可能になる。その意味で、現行基準が採用するリスク・経済価値アプローチは、利害調整目的にも投資家の意思決定の目的にも有用な会計情報を作成して開示する役割を担っていると言える。

参 考 文 献

- AIA [1953], ARB43-*Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, 1953.
AICPA [1964], APB opinion5-*Reporting of Leases in Financial Statements of Lessees*, 1964.

- AICPA [1966], APB opinion7-*Accounting for Leases in Financial Statements of Lessors*, 1996.
- Barzel [1997], Brazel Yoram, “*Economic Analysis of Property Rights, second edition*”, Cambridge Press, 1997. (丹沢安治訳『財産権・所有権の経済分析—プロパティ・ライツへの新制度派のアプローチ第2版』白桃書房2003年。)
- FASB [1976], Statement of Financial Accounting Standards No.13: *Accounting for Lease*, FASB (日本公認会計士協会国際委員会訳『米国FASB財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文館, 1985年。)
- FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No.6: *Elements of Financial Statements*, FASB, 1985. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2000年。)
- FASB [1978], Statement of Financial Accounting Concepts No.2: *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 1978. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2000年。)
- IASC [1997], International Accounting Standards No.17. (Revised): *Lease*, IASC, 1997.
- Kerr [1984], Kerr, Jean St. G., “*The Definition and Recognition of Liabilities*”, Australian Accounting Research Foundation, 1984. (徳賀芳弘訳『負債の定義と認識』九州大学出版会, 1989年, 65-73頁)
- Miller and Islam [1988], M.C. Miller and M. A. Islam, “*The Definition and Recognition of Assets*”, Australian Accounting Research Foundation, 1988. (太田正博・J.ロック訳『資産の定義と認識』中央経済社, 1992年)
- McGregor [1996], McGregor, W. ed, financial Accounting Series, Special Report, *Accounting for Leases: A New Approach-Recognition by lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts*, FASB, 1996.
- Monson [2001], Monson, D. W., “*The Conceptual Framework and Accounting for Leases*,” Accounting Horizons, Vol.15, No.3, 2001.
- Myers [1962], Myers J. H. ‘ARS4-*Reporting of leases in Financial Statements*’, 1962. (古藤三郎訳『アメリカ公認会計士協会 リース会計』同文館, 1973年。)
- Nailor [2000], Nailor H.&Lennard A., G4+1 Position Paper: *Leases: Implementation of a New Approach*, IASC, 2000.
- Rouse [1994], Rouse Paul, *The Recognition of Executory Contracts*, Accounting and Business Research, 1994.
- 加藤 [2002]: 加藤久明「リース会計における最近の動向とその展開」『会計』森山書店, 2002年。
- 加藤 [2003]: 加藤久明「リース会計基準の改定をめぐる論点整理—G4+1のポジション・ペーパーを中心として」『会計』森山書店, 2003年。
- 紙 [2004]: 紙博文『リース会計』多賀出版, 2004年。
- 企業会計審議会第一部会「リース取引に係る会計基準」企業会計審議会, 1993年。
- 古賀 [1996]: 古賀智敏『デリバティブ会計 実質優先会計の展開』森山書店, 1996年。
- 佐藤 [2003]: 佐藤信彦「リース取引のオンバランス化の論理—レシーの会計を中心にして—」『JICPAジャーナル』2003年9月。
- リース事業協会 [1998]: 社団法人リース事業協会『リース標準契約書』1998年。
- 茅野 [1997]: 茅野 聡「リース会計基準の国際的調和化への新たなアプローチ—FASBリース会計報告書の意義と展開—」『会計』1997年。
- 茅野 [1998]: 茅野 聡『リース会計』新世社, 1998年。
- 茅野 [2000]: 茅野 聡「未履行契約とオフバランス取引の会計 国際会計基準の動向」醍醐聡『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社, 2000年。
- 茅野 [2001]: 茅野 聡「リース会計の再編問題をめぐって G4+1ポジション・ペーパーの提案を中心に」『税経通信』税務経理協会, 2001年7月。
- 茅野 [2002]: 茅野 聡「リース会計基準の行方—G4+1ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて—」『会計』森山書店, 2002年。
- 茅野 [2003]: 茅野 聡「わが国のリース会計基準の改定問題をめぐって」『会計』森山書店, 2003年。
- 角ヶ谷 [2000]: 角ヶ谷典幸「リース会計」井上良二編著『制度会計の論点』税務経理協会, 2000年。
- 角ヶ谷 [2002]: 角ヶ谷典幸「リース会計」新田忠誓編著『財務会計論簿記論入門』白桃書房, 2002年。
- 角ヶ谷 [2004]: 角ヶ谷典幸「リース会計」新田忠誓編著『財務会計論簿記論入門 (第2版)』白桃書房, 2004年。

角ヶ谷 [2005]：角ヶ谷典幸「リース会計基準と会計諸概念の変容」『経済学研究』第71巻第5・6号，2005年。

花堂 [1998]：花堂靖仁「わが国におけるリース会計の現状と課題－リースの認識領域拡大の可能性－」『会計』森山書店，1998年。

藤井 [1997]：藤井 秀樹『現在企業会計論－会計観の転換と取得原価主義会計の可能性－』森山書店，1997年。

日本公認会計士協会会計制度委員会『リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針』日本公認会計士協会，1994。

松浦 [1998]：松浦良行「会計規制戦略とリース資産化－米英日のリース会計制度を中心に－(1)(2)」『会計』森山書店，1998年。

嶺 [1986]：嶺輝子『アメリカリース会計』多賀出版，1986年。

我妻他 [2005]：我妻栄・有泉亨・清水誠・田山輝明著『我妻・有泉民法コンメンタール－総則・物権・債権－』日本評論社，2005年。